

(2) 湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の解散について

資料②

【協議会の現在までの経緯】

平成13年6月	1市7町で発足（彦根市、愛東町、湖東町、秦荘町、愛知川町、豊郷町、甲良町、多賀町）（当初は助役会議）		
平成16年4月	首長会議になる		
平成17年2月	愛東町・湖東町が東近江市と合併	2市5町に	
平成18年7月	秦荘町・愛知川町合併	愛荘町に	2市4町に
平成20年4月	東近江市脱退	現在の1市4町に（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）	
平成20年5月	A地先候補地断念 施設整備基本構想策定		
(平成22年3月	彦根愛知犬上広域行政組合設立)		
平成22年8月	地域計画提出（平成23年2月承認）		
平成25年2月	B地域候補地断念		

※ 元は、彦根市広域化対策室が事務局

※ 平成26年8月時点の通算で、幹事会41回、促進協議会30回の開催

結論

湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会は、もともと組合がないときの広域化協議の場であった。

組合設立時点で整理すべきであったが、整理できずに現在まで協議会が存在する形になっていたため、今年度をもって解散する。

一般廃棄物の広域協議は、引き続き組合で行い、新焼却施設の検討は新組織を発足させるなどして対応する。

【法解釈的には】

1 地方自治法上の協議会の規定は

第252条の2第1項 連絡調整、広域、総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、協議会を設置できる

” 第2項 協議会設置の告示と県知事への届出が必要

” 第3項 第1項の協議は、関係自治体の議決が必要。ただし連絡調整のための協議会は議決不要。

となっており、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会は、単なる広域での連

絡調整協議会である。彦根愛知犬上広域行政組合を設立をしていることで、広域協議は可能であり、協議会は必要がない。

【行政的な効力】

2 協議会の効力

連絡調整を行う協議会については、それ自体が何の法律上の効果も生じず、その結果に基づいて関係地方自治体が事務の執行をしてはじめて外部的効果が生じる。また、協議会は法人格を有さないため、財産の所有など権利の主体やハード事業の主体になれない。今後協議すべき内容である地元振興策等について、任意協議会では取扱いは難しい。そもそも、以前からの土地調査事業等について、任意協議会で執行するのは無理があったように考えられる。

【代替策】

3 促進協議会の代替策

広域での課題協議は、組合で、主管課長会議ないしは管理者会で協議をする。喫緊の課題である焼却施設の候補地選定に関しては、今までの手法見直しから公募委員などを含めた選定委員会を発足させ、検討する。

彦根市での広域協議については、定住部会で対応する。

【負担金精算】

4 促進協議会の負担金処理および会計

促進協議会は、平成13年度から発足し、広域の計画を作成する時などに負担金を集めてきているが、過去精算を一度もしていないので、現時点で6百万円ほどの資金が残っている。負担金徴収の割合に応じて、各市町に返還する。

負担金の精算について(案)

湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会会計			
	総額	事務費	事業費
前年度繰越金	6,733,479	540,240	6,193,239
雑入(預金利息)	521	521	
歳入合計	6,734,000	540,760	6,193,240
振込手数料(1件540円×1市4町)	2,700	2,700	0
振込手数料差引き後残金	6,731,300	538,060	6,193,240

1市4町で
均等割精算

1市4町の地質調査出資比率で
負担割精算

構成市町	総額	事務費	事業費	地質調査出資比
彦根市	2,946,339	107,612	2,838,727	0.458359
多賀町	891,559	107,612	783,947	0.126581
甲良町	890,722	107,612	783,110	0.126446
豊郷町	876,899	107,612	769,287	0.124214
愛荘町	1,125,781	107,612	1,018,169	0.164400
合計	6,731,300	538,060	6,193,240	1

促進協議会の解散スケジュール（案）

月 日	内 容	
平成 26 年 8 月 12 日	湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会首長会 (協議会の解散および負担金の精算を決定。)	
平成 26 年 12 月	①促進協議会銀行口座の解約。 ②市町負担金の精算額、振込手数料の再計算および決定。 ③市町へ返還額の通知。	
平成 27 年 1 月～3 月	市町に負担金の返還。	
平成 27 年 3 月	①平成 26 年度促進協議会の決算監査。 ②促進協議会の精算報告と監査結果について市町へ書面決裁。 ③促進協議会の解散。	
平成 27 年 4 月		ごみ処理広域化調整会議発足。